

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 7 日現在

機関番号：32670

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24760518

研究課題名(和文) 神社建築と信仰の景観に関する研究

研究課題名(英文) A Study on Shinto Shrine Architecture and the Landscape of Faith

研究代表者

是澤 紀子 (Koresawa, Noriko)

日本女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：40431978

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、中世後期から近世にかけての神社建築と景観を対象に、建築と境内、周辺環境が一体となって形成してきた歴史的環境を捉え、信仰とともに人々が神社に求めた景観と特質について解明を試みた。そのうち三輪山における大神神社では、「禁足地」の成立と変遷について、絵図に描かれた景観との相関を捉えつつ分析を行った結果、「禁足」の制定が本来は三輪山の全体保護を前提とした部分保護でありながら、「禁足」という人と自然との関わり方において、「禁足地」が「留山」としての三輪山全体を象徴する領域として位置づけられていったと考えられ、そうした重層的な在り方は「禁足」の制定以前の絵図に描かれていたことを指摘した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to examine the historic environment that shrine architecture, the precincts and the surrounding environment together formed for the landscape of shrine from late medieval to early modern times to clarify the landscape and characteristics based on faith. Regarding with Mt. Miwa and the Ohmiwa shrine in the Kanbun era (1661-73), taboos were established behind "Mitsu-Torii", and the area was classified as "Miwa Myojin Main Shrine Mountain". It shows that in that setting, from 1638 there was a view towards "Tomeyama" or the total protection of the entire mountain as, which at the same time was overlapping with a view towards the partial protection. Here we can see the condition of a multi-layered protection taking the shape, and already such an area could be seen in picture maps drawn before the establishment of the taboos.

研究分野：文化財保存(建造物)・景観保存

キーワード：神社 建築 景観 樹木 保護 中世 近世

### 1. 研究開始当初の背景

中世の神社建築を時代別・地域別にみると、室町中期以後には近畿地方を中心として遺構が多く現存するとともに、仏教建築と同様の細部を取り入れて変化していくことが知られている。とりわけ自治的な村落が成立した中世後期には、人々と神社との深いかかわりが指摘されてきた。したがって、中世後期から近世にかけての神社の建築および景観の変化を追っていくと、装飾の発展とともに新たな文化をいかに取り入れて適応させてきたか、そこに人々が求めた景観の特質、表徴や構成について理解することが可能となると考えられる。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、中世後期から近世にかけての神社建築とその景観を対象に、建築と境内、周辺環境が一体となって形成してきた歴史的環境を捉え、信仰とともに人々が神社に求めた景観と、そこでの意匠的特質を解明することである。その際、人々が神社に求めた景観として、史資料および現地調査にくわえ、隣接領域での新しい学術成果を考慮しながら、建築単体にとどまらず境内の配置構成、周辺の緑地景観や地理的条件等を含めた周辺環境全体の視点から、それらの相互関係とともに一体的に検討を行うことを試みた。

### 3. 研究の方法

本研究では中世後期から近世にかけて造営された神社本殿を有する神社を主な対象として、文化財修理工事報告書、古文書、絵図等の史資料を収集・分析したうえで、現地調査を行った。そのさい、空間の領域性と地域性の把握と、古絵図に描かれた神社景観の領域形成により分析を実施した。

### 4. 研究成果

中世後期から近世にかけて造営された神社本殿の建築形態や細部装飾について、修理工事報告書等をもとにデータベースを作成した。そのうえで、神社建築と一体的な景観を形成している周辺環境としての社寺林とともに、古絵図等の史資料を用いて景観の変遷を分析した。そのうち、ここでは神体山として知られる三輪山と大神神社における神社建築と信仰の景観について得られた研究成果を示す。

#### (1) 神体と信仰の景観

寺社の景観は、自然環境の保全と密接なかわりをもっている。たとえば神社本殿の周囲に保全された状態にある自然林が、現在、地域の潜在自然植生を示す指標となっているものも少なくない。これらの自然環境は、信仰にまつわる精神的な機能や、自然林の育成を伴う生態学的な機能を保つだけでなく、立地や規模によっては樹木の利用など社会経済的な機能を保持している。

このような神社と自然環境との関係を見現しているものの一つとして、山を御神体としてまつる神社の景観があると考えられる。とくに奈良県の大神神社、長野県の諏訪神社上社本宮、埼玉県の金鑽神社などが知られ、これらは御神体をまつる本殿をもたず、山麓の拝殿から、御神体である山そのものを選択する形式をとる。その代表的な神社である大神神社では、古代には御諸(三諸・御室)山、三諸の神奈備(名備・名火)山、神岳、神山とも呼ばれた三輪山が御神体とされてきたことは著名であり、これを遥拝する形式で大物主神を祀っている。この大神神社拝殿の背後にある三ツ鳥居より奥に山の中腹にかけて広がっている土地が「禁足地」となっている。

#### (2) 「禁足」の制定とその範囲 三輪明神本社山の成立

寛文六年(1666)、奈良奉行の土屋忠次郎より神社に達せられた『三輪山禁足榜示定書』により、三輪山における「禁足」が定められている。その範囲は、北は「三光谷」、南は「むくろか谷」の「麓」から「峠」までを境とし、南北の幅は「四町餘(約436m)」、東西の奥行きは「東ノ峠」まで「貳拾町五拾六間(約2,283m)」と記されている。そこでは「三輪之山本社」において、人の出入りを禁止する範囲を「三輪明神本社山」として定めたことがわかる。すなわち、三輪山とは区別した「三輪明神本社山」という名称まで付しており、その範囲をみると、谷や峠などの地形に依拠した記述によって限定している。それは、「三光谷」と「ムクロ谷」を境として、山頂に向かってさらに広域であった可能性がうかがえた。

また、地形に依拠した境界は、実際、三ツ鳥居が位置する西側に関しても、過去の地理的環境において同様であったことが発掘調査により明らかにされている。すなわち、現在の拝殿がある平坦地は一二世紀以降に造成されたもので、それ以前は二つの川の流に挟まれた微高地と、その前面の扇状地が形成する中洲のような状態にあったことが判明した。このことから自然の微高地である「禁足」の範囲を介して、人工的な造成地である拝殿から三輪山を遥拝していることがわかる。ここに「禁足」が制定された範囲にもとづく領域は、三輪山を遥拝する拝殿及び三ツ鳥居の後方という位置づけよりも、むしろその前面に山を遥拝する施設があるという位置づけが見受けられた。

#### (3) 「禁足」制定の背景 『寛文中高宮越両家訴訟覚書』の検討から

「禁足」を定めた寛文期は、拝殿の再建を含めた大規模な整備が行われた時期であった。現在の拝殿は、棟札より寛文四年(1664)三月に上棟したことが知られている。拝殿の造営に関しては、越家蔵の『享保中大神社覚

書』によると、文保元年(1317)の造営の後、度重なる修復があり、さらに文禄二年(1593)の修復を経て、寛文三年に再び造営が実施された。そのうち寛文造営については、越家蔵の『寛文中高宮越両家訴訟覚書』(以下、『覚書』)のなかに「三輪御社御造營入用請取拂目録」として拝領金二千両の使途明細が記されており、拝殿のほか大鳥居、二ノ鳥居など中心的な施設が整備されたことが読み取れ、とくに拝殿に関する記述をみると「百五拾目古拜殿こわし申手間二拂」とある。これより、旧拝殿を取壊して建替えたことがうかがえる。したがって、拝殿再建を含めた建造物群の整備と同時期に、「禁足」が制定された範囲にもとづく領域は明確化されたことが確認できた。

寛文中には、先の『覚書』のなかで「樹」そのものを「御神體」として崇め奉る視点が示されていると同時に、三輪山の樹木の売買を否定するにあたって、まず「山」を崇め奉る視点を主張している記録が見出せた。ただ『覚書』の全体を通してみても、「樹」とは異なり「山」を「御神體」あるいは「神體」とした表現が見当たらないことがわかる。そこでは、山は「社壇」、すなわち神を奉ったところであり、山ではなく樹木を「神體」に見立てる視点が強調されているのである。

さらに、寛永一五年(1638)に奈良町奉行の中防飛弾より神社に達せられた『寛永中中坊飛弾守之制札』において、三輪山を対象とした保護制札が見出せる。この史料からは、「十三ヶ村之氏子共」の利用によって山が荒れたことにより制札が達せられ、これを期に公的に三輪山全体を「留山」、すなわち住民の狩猟や樹木の伐採が禁じられた山林としてきたことがわかる。同時に、程度こそ不明であるが、寛永期には山林が荒廃しつつあるとの認識であったことがうかがえるのである。

山林が荒廃する背景には、住民側が自然の恩恵を享受するなかで、神主側による利用と管理の模索が続いていたことは看過できない。住民側に対しては、後の享保一八年(1733)に近村の185名が連署した『三輪山近村人連判請書』によって、松茸の密採取を禁じている。

一方、神主側では先の訴訟文にある高宮右京の返答書を見ると、手を加えない部分を配慮しつつ、「黙なとけかさぬ所」や「神前二かまひなき所」を利用してきた姿勢が読み取れる。ここで配慮されてきた部分と現在の「禁足地」との関連は不明であるが、「留山」のように樹木の伐採等が禁じられることによる山林の保護を全体保護として捉えた場合に、手を加えない部分のみを配慮する行為は部分保護として捉えられる。

以上より、三輪山では「留山」という全体保護の視点に、神主側と住民側による利用を背景とした部分保護への視点が重なっていたことが読み取れ、ここに、重層的な保護

の領域が形成されていく前提が確認できた。

#### (4) 絵図にみる「禁足」制定前の景観

史料から読み取れた保護の重層的な領域は、すでに「禁足」の制定以前の様子を描いた「三輪山絵図」と「三輪社絵図」にみることができる。「三輪山絵図」は室町から桃山時代の制作と考えられているもので、「三輪社絵図」には正保二年(1645)の記文がある。それらの絵図には、いずれも三ツ鳥居の後方に三輪山全体とは異なる描写の領域があることから、「禁足」の制定以前より、重層的な保護の領域が形成されつつあった可能性がうかがえた。両絵図ではその領域の規模こそ異なるものの、以下に示すように、そこにはいずれも同種の樹木が描かれていることを指摘できる。

まず、「三輪山絵図」に関しては、三ツ鳥居奥の「大般若経蔵」や拝殿前方にある「大日屋」「護摩所」、山中の「三光瀧」「星下(降)」のように、正保二年(1645)の記文がある「三輪社絵図」と比較すると共通する描写が見出せた。それらは江戸時代に制作された絵図をみると、摸本以外は描かれていないことがわかる。

また、絵図に描かれた「大般若経蔵」「大日屋」「護摩所」は、先述の『享保中大神社覚書』に列記された施設一覧にはなく、また享保一八年(1733)から元文中(1736-41)の記録『御修復願書並一切書付控』にもない。くわえて、『享保中大神社覚書』にあるように、寛文以降には修理の許可が得られない状況が続いていたことを考慮すると、これらの建物は寛文以前に存在したものと考えられる。

画面の構成は、中央に描かれた大神神社を中心として、北(左)に「檜原社」、南(右)に「平等寺」が配され、各々の寺社に至る三筋の参道が伸びている。三輪山の山容は、これらの各寺社と対応するように三つの峰に分けて描かれ、中央には現在の高宮神社にあたる「高峰」、左峰には「口不動」、右峰には「奥不動」と註記された祠が見える。このような連峰の描写は、摸本を含めた他の絵図をみると、それらがすべて独立峰の三輪山の姿で描かれたことと極めて対照的である。

ここで、大神神社の三ツ鳥居後方をみると、一層青々とした丘陵地が描かれている。樹種の描写に着目してみると、註記のある「燈明杉」や「二本杉」「衣掛(杉)」に見られるような枝が上に伸びるスギ系の描写とは異なり、三ツ鳥居後方の丘陵地一帯では、枝を横に張るマツ系の描写による樹木に覆われていることがわかる。このことから、三ツ鳥居後方の丘陵地一帯は、さらに後方にある三輪山全体とは明らかに異なる描写であることから、山全体とは区別した領域として捉えられていたものと考えられるのである。その領域をみると「三光瀧」までを取り込んでいることから、現在の「禁足地」よりも広域で

あり、そこに描かれていたのはマツ系の樹木であることが指摘できる。

次に、「正保貳年(1645)九月廿四日」との記文がある「三輪社絵図」をみると、註記のある樹木は「花鎮(社)」近くに描かれた「燈明杵」のみであるが、これと同様のスギ系の大木の描写が参道から拝殿に至るまでにいくつか確認できる。このような註記のないスギ系の大木について、他の絵図に描かれた註記のある樹木とその位置を比較検討した結果、「三輪社絵図」では「社家屋」の西に「切伐(掛)杉」,「御供所」の西に「二本杉」,「勅屋」の西に「衣掛杉」と「門杉」を描いていることが判明した。

一方で、このような点景としてのスギ系の樹木とは明らかに異なり、枝を横に張るマツ系の樹木が、参道の「大鳥居」から「二鳥居」にかけて、また三ツ鳥居後方の区域に描かれている。それらは山全体を覆っている樹木の描写とも異なっている。すなわち、「三輪社絵図」でも「三輪山絵図」と同様に、三ツ鳥居の後方の描写が山全体の描写とは異なるのである。このことから、三ツ鳥居の後方が山全体とは区別した領域として捉えられていたものと考えられる。その領域をみると、「三光瀧」までは遠く及ばず、「三輪山絵図」よりも小規模な領域として描かれていることがわかる。なお、「三輪社絵図」には「三輪山絵図」のように三ツ鳥居背後や玉垣に沿って描かれたスギ系の樹木の描写は見出せない。

以上、「禁足」を制定した寛文六年(1666)以前の景観を描いた「三輪山絵図」と「三輪社絵図」における三ツ鳥居後方の描写について分析した結果、いずれも三輪山全体とは異なる描写の領域があることを明らかにした。さらに、その規模こそ異なるが、領域一帯に描かれているのはマツ系の樹木であったことを指摘した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

是澤紀子:近世神社の境内と自然 : 三輪山禁足地の近代化をめぐって(第二十三回国際神道文化研究会 明治神宮「誕生」の前史を考える : 境内と社殿の近世・近代), 神園(15), 明治神宮国際神道文化研究所, 査読無, 83-93, 2016.5

大倉彩乃・是澤紀子:熱田神宮の樹木景観とその歴史的背景に関する研究, 日本建築学会学術講演梗概集, 査読無, 427-428, 2016.9

木田 脩太・是澤紀子:滋賀県大津市坂本における里坊の立地特性とその景観に関する研究, 日本建築学会東海支部研究報告集(53), 査読無, 557-560, 2015.2

是澤紀子:近世初期三輪山における禁足

の制定とその景観 - 神社の禁足地とその景観に関する研究 -, 日本建築学会計画系論文集 700, 査読有, 1433-1439, 2014.6  
木田 脩太・是澤紀子:寺社の立地景観とその地理的特性に関する研究-滋賀県大津市坂本を対象として-, 日本建築学会学術講演梗概集, 査読無, 89-90, 2013.8

[学会発表](計 3 件)

大倉彩乃・是澤紀子:熱田神宮の樹木景観とその歴史的背景に関する研究, 日本建築学会大会学術講演会, 2016.8.26(福岡県・福岡大学)

木田 脩太・是澤紀子:滋賀県大津市坂本における里坊の立地特性とその景観に関する研究, 日本建築学会東海支部発表会, 2015.2.23(愛知県・名城大学)

木田 脩太・是澤紀子:寺社の立地景観とその地理的特性に関する研究-滋賀県大津市坂本を対象として-, 日本建築学会大会学術講演会, 2013.8.30(北海道・北海道大学)

[図書](計 1 件)

田路貴浩・齋藤潮・山口敬太・是澤紀子他:日本風景史 ヴィジョンをめぐる技法, 昭和堂, 2015.4, 430(担当執筆部分: 211-241)

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

是澤 紀子 (KORESAWA NORIKO)

日本女子大学・家政学部住居学科・准教授

研究者番号: 40431978